

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>(業務又は財産の状況に関する報告)</p> <p>第七十三条 法第四十六条の三第二項の規定により金融商品取引業者は、次の各号に掲げる報告書（当該金融商品取引業者が外国法人である場合にあつては、第二号に掲げるものを除く。）を、当該各号に定める提出期限までに所管金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一 別紙様式第十三号により作成した関係会社に関する報告書 毎事業年度経過後四月以内</p> <p>二 (略)</p> <p>(自己資本規制比率の縦覧)</p> <p>第八十条 法第四十六条の六第三項に規定する内閣府令で定める各期間は、事業年度の末日を変更する場合における変更後の最初の事業年度をその開始の日以後三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の期間を生じたときは、その三月未満の期間）とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(業務又は財産の状況に関する報告)</p> <p>第七十三条 法第四十六条の三第二項の規定により金融商品取引業者は、次の各号に掲げる報告書（当該金融商品取引業者が外国法人である場合にあつては、第二号に掲げるものを除く。）を、当該各号に定める提出期限までに所管金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一 別紙様式第十三号により作成した関係会社に関する報告書 毎事業年度（当該金融商品取引業者が外国法人である場合にあつては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間。次号及び次条において同じ。）経過後四月以内</p> <p>二 (略)</p> <p>(自己資本規制比率の縦覧)</p> <p>第八十条 (新設)</p> <p>1・2 (略)</p>

(説明書類の縦覧期限の承認の手続等)

第九十条 外国法人又は外国に住所を有する個人である金融商品取引業者(以下この条において「外国法人等である金融商品取引業者」という。)は、令第十六条の十七ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 説明書類に係る事業年度終了の日

五 (略)

2 4 (略)

(事業報告書の提出期限の承認の手続等)

第九十一条 外国法人若しくは外国に住所を有する個人である金融商品取引業者又は外国法人である登録金融機関(以下この条において「外国法人等である金融商品取引業者等」という。)は、令第十六条の十八ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 事業報告書に係る事業年度終了の日

五 (略)

(説明書類の縦覧期限の承認の手続等)

第九十条 外国法人又は外国に住所を有する個人である金融商品取引業者(以下この条において「外国法人等である金融商品取引業者」という。)は、令第十六条の十七ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 説明書類に係る事業年度(令第十六条の十七ただし書に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。)終了の日

五 (略)

2 4 (略)

(事業報告書の提出期限の承認の手続等)

第九十一条 外国法人若しくは外国に住所を有する個人である金融商品取引業者又は外国法人である登録金融機関(以下この条において「外国法人等である金融商品取引業者等」という。)は、令第十六条の十八ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 事業報告書に係る事業年度(令第十六条の十八ただし書に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。)終了の日

五 (略)

(自己資本規制比率に関する特例)

第九十三條 法第四十九條第二項の規定により法第四十六條の六第一項の規定を読み替えて適用する場合における第七十六條第一項及び第七十七條第一項の規定の適用については、第七十六條第一項中「資本金、準備金」とあるのは「持込資本金、国内の営業所又は事務所において積み立てられた準備金」と、同項第一号中「資本金」とあるのは「持込資本金」と、同項第三号中「資本剰余金」とあるのは「国内の営業所又は事務所において積み立てられた準備金」と、同項第五号及び第七号イ並びに第七十七條第一項中「貸借対照表」とあるのは「国内の営業所又は事務所における貸借対照表」と、同項中「固定資産その他の」とあるのは「国内の営業所又は事務所における固定資産その他の」とする。

(その他の書類等の提出等)

第九十四條 (略)

2 法第四十九條の三第一項に規定する業務の概要を記載した書面は、法第四十九條第一項において読み替えて適用する法第四十六條の三第一項の事業報告書に準じて作成しなければならない。ただし、金融商品取引業者の本国の法令又は慣行に基づき、業務の概要に關して株主その他の者の縦覧に供するために作成した書面がある場合には、これに代えることができる。

(自己資本規制比率に関する特例)

第九十三條 法第四十九條の二第三項の規定により法第四十六條の六第一項の規定を読み替えて適用する場合における第七十六條第一項及び第七十七條第一項の規定の適用については、第七十六條第一項中「資本金、準備金」とあるのは「持込資本金、国内の営業所又は事務所において積み立てられた準備金」と、同項第一号中「資本金」とあるのは「持込資本金」と、同項第三号中「資本剰余金」とあるのは「国内の営業所又は事務所において積み立てられた準備金」と、同項第五号及び第七号イ並びに第七十七條第一項中「貸借対照表」とあるのは「国内の営業所又は事務所における貸借対照表」と、同項中「固定資産その他の」とあるのは「国内の営業所又は事務所における固定資産その他の」とする。

(その他の書類等の提出等)

第九十四條 (略)

2 法第四十九條の三第一項に規定する業務の概要を記載した書面は、法第四十九條の二第一項において読み替えて適用する法第四十六條の三第一項の事業報告書に準じて作成しなければならない。ただし、金融商品取引業者の本国の法令又は慣行に基づき、業務の概要に關して株主その他の者の縦覧に供するために作成した書面がある場合には、これに代えることができる。

(損失準備金)

第九十六条 法第四十九条の四第一項の規定により金融商品取引業者は、事業年度ごとに、同項の損失準備金を積み立てなければならない。

2 (略)

(四半期経過後一月以内に提出することが困難である書類等)

第九十六条の十一 (略)

2・3 (略)

4 金融庁長官は、第二項の承認の申請があつた場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期(法第四十六条の六第三項に規定する四半期をいう。以下この条及び第九十六条の十四において同じ。 ) 経過後三月以内に令第十七条の二の三第三項に規定する書類を提出することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する四半期(その日が四半期開始後三月以内(直前四半期に係る当該書類の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内)の日である場合にあつては、その直前四半期) から当該申請に係る第二項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る当該書類について、令第十七条の二の三第三項ただし書の承認をするものとする。

(損失準備金)

第九十六条 法第四十九条の四第一項の規定により金融商品取引業者は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間ごとに、同項の損失準備金を積み立てなければならない。

2 (略)

(四半期経過後一月以内に提出することが困難である書類等)

第九十六条の十一 (略)

2・3 (略)

4 金融庁長官は、第二項の承認の申請があつた場合において、当該特別金融商品取引業者が、当該親会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期(法第五十七条の二第五項に規定する四半期をいう。以下この節において同じ。 ) 経過後三月以内に令第十七条の二の三第三項に規定する書類を提出することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する四半期(その日が四半期開始後三月以内(直前四半期に係る当該書類の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内)の日である場合にあつては、その直前四半期) から当該申請に係る第二項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る当該書類について、令第十七条の二の三第三項ただし書の承認をするものとする。

(経営の健全性の状況を記載した書面の届出)

第二百八条の十四 法第五十七条の五第二項の規定による届出は、毎四半期経過後五十日以内に、第百八十条第二項及び第三項の規定に準じて記載した書面を金融庁長官に提出してしなければならない。

(経営の健全性の状況を記載した書面の縦覧)

第二百八条の十五 法第五十七条の五第三項の規定による備え置き及び公衆の縦覧は、第百八十条第二項及び第三項の規定に準じて記載した書面によりしなければならない。

(業務又は財産の状況に関する報告)

第二百八条の二十五 最終指定親会社は、法第五十七条の十五第二項の規定により、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める提出期限までに金融庁長官に提出しなければならない。

一 別紙様式第十七号の六により作成した資金調達に関する支援の状況等に関する報告書 毎最終指定親会社四半期(法第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下この

条、第二百八条の二十八第一項、第四項及び第五項並びに第二百八条の二十九第三項及び第四項において同じ。)経過後一月以内

二 四半期連結財務諸表(四半期連結貸借対照表並びに四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書若しくは四半期連結結

(経営の健全性の状況を記載した書面の届出)

第二百八条の十四 法第五十七条の五第二項の規定による届出は、毎四半期経過後五十日以内に、第百八十条の規定に準じて記載した書面を金融庁長官に提出してなければならない。

(経営の健全性の状況を記載した書面の縦覧)

第二百八条の十五 法第五十七条の五第三項の規定による備え置き及び公衆の縦覧は、第百八十条の規定に準じて記載した書面によりなければならない。

(業務又は財産の状況に関する報告)

第二百八条の二十五 最終指定親会社は、法第五十七条の十五第二項の規定により、次の各号に掲げる書類を、当該各号に定める提出期限までに金融庁長官に提出しなければならない。

一 別紙様式第十七号の六により作成した資金調達に関する支援の状況等に関する報告書 毎四半期経過後一月以内

二 四半期連結財務諸表(四半期連結貸借対照表並びに四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書若しくは四半期連結結

損益計算書及び四半期連結包括利益計算書若しくは四半期連結結

益及び包括利益計算書又は指定国際会計基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表並びに四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書若しくは四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいい、事業年度における最後の最終指定親会社四半期に係るものを除く。以下この条において同じ。） 毎最終指定親会社四半期経過後三月以内（外国会社である最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、最終指定親会社四半期経過後三月以内に四半期連結財務諸表を提出することができないと認められる場合には、金融庁長官の承認を受けた期間内）

254 (略)

5 金融庁長官は、第三項の承認の申請があつた場合において、当該最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、最終指定親会社四半期経過後三月以内に四半期連結財務諸表を提出することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する最終指定親会社四半期（その日が最終指定親会社四半期開始後三月以内（直前最終指定親会社四半期に係る四半期連結財務諸表の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前最終指定親会社四半期）から当該申請に係る同項第三号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する最終指定親会社四半期の直前最終指定親会社四半期までの最終指定親会社四半期に係る四半期連結財務諸表について、第一項第二号の承認をするものとする。

益及び包括利益計算書又は指定国際会計基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表並びに四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書若しくは四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいい、事業年度における最後の四半期に係るものを除く。以下この条において同じ。） 毎四半期経過後三月以内（外国会社である最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期経過後三月以内に四半期連結財務諸表を提出することができないと認められる場合には、金融庁長官の承認を受けた期間内）

254 (略)

5 金融庁長官は、第三項の承認の申請があつた場合において、当該最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期経過後三月以内に四半期連結財務諸表を提出することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する四半期（その日が四半期開始後三月以内（直前四半期に係る四半期連結財務諸表の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前四半期）から当該申請に係る同項第三号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る四半期連結財務諸表について、第一項第二号の承認をするものとする。

6 金融庁長官は、前項の最終指定親会社毎最終指定親会社四半期経過後三月以内に次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、第三項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。）を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、第一項第二号の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該最終指定親会社四半期中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二 (略)

(経営の健全性の状況を記載した書面の届出等)

第二百八条の二十八 法第五十七条の十七第二項の規定による届出は、毎最終指定親会社四半期経過後百十日以内（外国会社である最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、最終指定親会社四半期経過後百十日以内に経営の健全性の状況（同項に規定する経営の健全性の状況をいう。以下この款において同じ。）を記載した書面を届け出ることができないと認められる場合には、金融庁長官の承認を受けた期間内）に、第二百八条第二項及び第三項の規定に準じて記載した書面（金融庁長官が定める場合にあつては、金融庁長官が定めるところにより記載した書面。第二百八条の三十において同じ。）を金融庁長官に提出してしなけれ

6 金融庁長官は、前項の最終指定親会社毎四半期経過後三月以内に次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、第三項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。）を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、第一項第二号の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該四半期中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二 (略)

(経営の健全性の状況を記載した書面の届出等)

第二百八条の二十八 法第五十七条の十七第二項の規定による届出は、毎四半期経過後百十日以内（外国会社である最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期経過後百十日以内に経営の健全性の状況（同項に規定する経営の健全性の状況をいう。以下この款において同じ。）を記載した書面を届け出ることができないと認められる場合には、金融庁長官の承認を受けた期間内）に、第二百八条の規定に準じて記載した書面（金融庁長官が定める場合にあつては、金融庁長官が定めるところにより記載した書面。第二百八条の三十において同じ。）を金融庁長官に提出してしなけれ

ばならない。

2・3 (略)

4 金融庁長官は、第二項の承認の申請があった場合において、当該最終指定親会社<sup>が</sup>、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、最終指定親会社四半期経過後百十日以内に経営の健全性の状況を記載した書面を届け出ることができないと認められるときは、当該承認を受けようとする期間の初日の属する最終指定親会社四半期の直前最終指定親会社四半期から当該申請に係る同項第三号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する最終指定親会社四半期の直前最終指定親会社四半期までの最終指定親会社四半期に係る当該書面について、第一項の承認をするものとする。

5 金融庁長官は、前項の最終指定親会社が毎最終指定親会社四半期経過後百十日以内に次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、第二項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。）を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、第一項の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該最終指定親会社四半期中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 (略)

2・3 (略)

4 金融庁長官は、第二項の承認の申請があった場合において、当該最終指定親会社<sup>が</sup>、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期経過後百十日以内に経営の健全性の状況を記載した書面を届け出ることができないと認められるときは、当該承認を受けようとする期間の初日の属する四半期の直前四半期から当該申請に係る同項第三号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る当該書面について、第一項の承認をするものとする。

5 金融庁長官は、前項の最終指定親会社が毎四半期経過後百十日以内に次に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、第二項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。）を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、第一項の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該四半期中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 (略)



(経営の健全性の状況を記載した書面の縦覧期限の承認の手続等)

第二百八条の二十九 (略)

2 (略)

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、最終指定親会社四半期の末日から起算して二月を経過した日から経営の健全性の状況を記載した書面を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する最終指定親会社四半期(その日が最終指定親会社四半期開始後二月以内(直前最終指定親会社四半期に係る当該書面の縦覧に關して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内)の日である場合にあつては、その直前最終指定親会社四半期)から当該申請に係る同項第三号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する最終指定親会社四半期の直前最終指定親会社四半期までの最終指定親会社四半期に係る当該書面について、令第十七条の二の十一第三項ただし書の承認をするものとする。

4 金融庁長官は、前項の最終指定親会社が毎最終指定親会社四半期の末日から起算して二月以内に次に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあつては、第一項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。)を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、令第十七条の二の十一第三項ただし書の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載さ

(経営の健全性の状況を記載した書面の縦覧期限の承認の手続等)

第二百八条の二十九 (略)

2 (略)

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該最終指定親会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、四半期の末日から起算して二月を経過した日から経営の健全性の状況を記載した書面を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する四半期(その日が四半期開始後二月以内(直前四半期に係る当該書面の縦覧に關して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内)の日である場合にあつては、その直前四半期)から当該申請に係る同項第三号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する四半期の直前四半期までの四半期に係る当該書面について、令第十七条の二の十一第三項ただし書の承認をするものとする。

4 金融庁長官は、前項の最終指定親会社が毎四半期の末日から起算して二月以内に次に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあつては、第一項第三号の理由が当該最終指定親会社の本国の法令又は慣行によるものである場合に限る。)を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、令第十七条の二の十一第三項ただし書の承認をするものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一

れた事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該最終指定親会社四半期中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 (略)

(経営の健全性の状況を記載した書面の縦覧)

第二百八条の三十 法第五十七条の十七第三項の規定による備え置き及び公衆の縦覧は、第百八十条第二項及び第三項の規定に準じて記載した書面によりしなければならない。

(業務又は財産の状況に関する報告等)

第二百二十九条 第百七十三条(第二号を除く。)の規定は、法第六十条の六において準用する法第四十六条の三第二項に規定する取引所取引許可業者の取引所取引業務又は財産の状況に関する報告書について準用する。

2 第百九十四条第一項の規定は、法第六十条の六において準用する

法第四十九条の三第一項に規定する財務計算に関する書類について、第百九十四条第二項の規定は、法第六十条の六において準用する

の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該四半期中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 (略)

(経営の健全性の状況を記載した書面の縦覧)

第二百八条の三十 法第五十七条の十七第三項の規定による備え置き及び公衆の縦覧は、第百八十条の規定に準じて記載した書面によりなければならない。

(業務又は財産の状況に関する報告等)

第二百二十九条 第百七十三条(第二号を除く。)の規定は、法第六十条の六において準用する法第四十六条の三第二項に規定する取引所取引許可業者の取引所取引業務又は財産の状況に関する報告書について準用する。この場合において、第百七十三条第一号中「毎事業年度(当該金融商品取引業者が外国法人である場合にあっては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間。次号及び次条において同じ。）」とあるのは、「毎事業年度」と読み替えるものとする。

2 第百九十四条第一項の規定は、法第六十条の六において準用する

法第四十九条の三第一項に規定する財務計算に関する書類について、第百九十四条第二項の規定は、法第六十条の六において準用する

法第四十九条の三第一項に規定する業務の概要を記載した書面について、それぞれ準用する。この場合において、第百九十四条第一項及び第二項中「法第四十九条の三第一項」とあるのは「法第六十条の六において準用する法第四十九条の三第一項」と、同項中「第四十九条第一項において読み替えて適用する」とあるのは「第六十条の六において準用する」と読み替えるものとする。

法第四十九条の三第一項に規定する業務の概要を記載した書面について、それぞれ準用する。この場合において、第百九十四条第一項及び第二項中「法第四十九条の三第一項」とあるのは「法第六十条の六において準用する法第四十九条の三第一項」と、同項中「第四十九条の二第一項において読み替えて適用する」とあるのは「第六十条の六において準用する」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p>（略）</p> <p>2 経理の状況 （略）</p> <p>（注意事項） 1～4 （略） 5 その他 <u>外国法人（第一種金融商品取引業を行うものに限る。）が作成する貸借対照表及び利益処分計算書の損失準備金については、第一種金融商品取引業者の最低資本金の額に達するまではイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額に10分の1を乗じた額以上の額の積立てを行ったものとして記載するものとする。</u> イ 各事業年度における国内における営業所又は事務所の営業にかかる当期純利益の額 ロ 各事業年度における前期繰越損失の額</p>	<p>別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p>（略）</p> <p>2 経理の状況 （略）</p> <p>（注意事項） 1～4 （略） 5 その他 <u>事業年度が毎年4月から翌年3月までの期間（以下「事業期間」という。）とは異なる外国法人（第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）が作成する事業報告書の記載において特に留意すべき事項は次のとおりである。</u> イ <u>貸借対照表、損益計算書及び附属明細表における損失準備金及び金融商品取引責任準備金並びにこれらの準備金の戻入れ及び繰入れの欄については、各事業期間において積立額を算出し、それぞれ積立てを行ったものとして記載するものとする。</u> ロ <u>貸借対照表及び利益処分計算書の損失準備金については、記載額が第一種金融商品取引業者の最低資本金の額に達するまでは（イ）に掲げる利益の額から（ロ）に掲げる額を控除した額に10分の1を乗じた額の積立てを行ったものとして記載するものとする。</u> （イ） 各事業期間における国内における営業所又は事務所の営業にかかる当期純利益の額 （ロ） 各事業期間における前期繰越損失の額</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第十七号の二（第二百八条の五第一号、第二百八条の十第一項第一号関係） （日本工業規格A 4）</p> <p>（略）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1 一般的事項</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）この様式において「四半期」とは、<u>法第46条の6第3項</u>に規定する四半期をいう。</p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>別紙様式第十七号の二（第二百八条の五第一号、第二百八条の十第一項第一号関係） （日本工業規格A 4）</p> <p>（略）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1 一般的事項</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）この様式において「四半期」とは、<u>法第57条の2第5項</u>に規定する四半期をいう。</p> <p>（3）・（4）（略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第十七号の三（第二百八条の五第二号、第二百八条の十第一項第二号関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p>（略）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1 一般的事項</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）この様式において「四半期」とは、<u>法第46条の6第3項</u>に規定する四半期をいう。</p> <p>（3）～（7）（略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>別紙様式第十七号の三（第二百八条の五第二号、第二百八条の十第一項第二号関係） （日本工業規格 A 4）</p> <p>（略）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1 一般的事項</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）この様式において「四半期」とは、<u>法第57条の2第5項</u>に規定する四半期をいう。</p> <p>（3）～（7）（略）</p> <p>2～5（略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第十七号の六（第二百八条の二十五第一項第一号関係） （日本工業規格 A 4） （略）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1 一般的事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この様式において「<u>最終指定親会社四半期</u>」とは、法第57条の17第2項に規定する<u>最終指定親会社四半期</u>をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 資金調達に関する支援の状況</p> <p>当該<u>最終指定親会社四半期</u>における資金調達に関する支援の状況について、当事者ごとに、次に掲げる事項その他流動性の充実の状況に関して参考となるべき事項を記載するとともに、主要な資金調達に関する支援の流れについて図等によって示すこと。この場合において、②から⑤までの金額については、支援を行う金額と支援を受ける金額のそれぞれについて記載すること。</p> <p>① 当該<u>最終指定親会社四半期</u>に行われた資金調達に関する支援の方法（貸付け、保証等）</p> <p>② 当該<u>最終指定親会社四半期</u>に行われた資金調達に関する支援の総額及び支援の方法ごとの平均残高</p> <p>③ 当該<u>最終指定親会社四半期</u>に行われた資金調達に関する支援の方法ごとに、一日当たりの支援の総額が最高額となった日及び当該最高額</p> <p>④ 当該<u>最終指定親会社四半期</u>の末日における資金調達に関する支援の残高の総額及び支援の方法ごとの残高</p> <p>⑤ (略)</p> <p>3 営業上の取引及び業務提携等の状況</p> <p>当該<u>最終指定親会社四半期</u>における営業上の取引及び業務提携等がある場合には、当事者ごとに、その旨及びその概要その他参考となるべき事項を簡潔に記載すること。</p>	<p>別紙様式第十七号の六（第二百八条の二十五第一項第一号関係） （日本工業規格 A 4） （略）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1 一般的事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この様式において「<u>四半期</u>」とは、法第57条の2第5項に規定する<u>四半期</u>をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 資金調達に関する支援の状況</p> <p>当該<u>四半期</u>における資金調達に関する支援の状況について、当事者ごとに、次に掲げる事項その他流動性の充実の状況に関して参考となるべき事項を記載するとともに、主要な資金調達に関する支援の流れについて図等によって示すこと。この場合において、②から⑤までの金額については、支援を行う金額と支援を受ける金額のそれぞれについて記載すること。</p> <p>① 当該<u>四半期</u>に行われた資金調達に関する支援の方法（貸付け、保証等）</p> <p>② 当該<u>四半期</u>に行われた資金調達に関する支援の総額及び支援の方法ごとの平均残高</p> <p>③ 当該<u>四半期</u>に行われた資金調達に関する支援の方法ごとに、一日当たりの支援の総額が最高額となった日及び当該最高額</p> <p>④ 当該<u>四半期</u>の末日における資金調達に関する支援の残高の総額及び支援の方法ごとの残高</p> <p>⑤ (略)</p> <p>3 営業上の取引及び業務提携等の状況</p> <p>当該<u>四半期</u>における営業上の取引及び業務提携等がある場合には、当事者ごとに、その旨及びその概要その他参考となるべき事項を簡潔に記載すること。</p>

## 附 則（抄）

### （施行期日）

第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十一月二十九日）から施行する。

### （経過措置）

第二条 金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間は、金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。次項において同じ。）が外国法人である場合におけるこの府令の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（以下この条において「新金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）第百七十三条第一号並びに第百七十四条第二号及び第三号の規定の適用については、新金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十三条第一号中「毎事業年度」とあるのは「毎事業年度又は毎みなし事業年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。次条において同じ。）」と、新金融商品取引業等に関する内閣府令第百七十四条第二号イ中「事業年度」とあるのは「事業年度又はみなし事業年度」と、同号



口中「三事業年度」とあるのは「三事業年度又は三みなし事業年度」と、「各事業年度」とあるのは「各事業年度又は各みなし事業年度」と、同条第三号中「二事業年度」とあるのは「二事業年度又は二みなし事業年度」と、同号口中「各事業年度」とあるのは「各事業年度又は各みなし事業年度」とする。

2 外国法人である金融商品取引業者が説明書類（金融商品取引法第四十六条の四に規定する説明書類をいう。以下この項において同じ。）に新金融商品取引業等に関する内閣府令第一百七十四条第二号ロ又は第三号に掲げる事項を記載する場合（前項の規定が適用される場合を除く。）には、平成三十年四月一日以後も同項の規定により読み替えて適用する新金融商品取引業等に関する内閣府令第一百七十四条第二号ロ又は第三号の規定により説明書類に記載したみなし事業年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。）に関する記載を行うことができる。